

事件概要	防音工事業者の損害賠償請求を主とする控訴が認められなかった事件
事件分類	損害賠償請求控訴事件
判決日付	平成17年6月22日

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴の趣旨

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 被控訴人は、控訴人に対し、70万6000円を支払え。
- (3) 訴訟費用は、第1, 2審とも、被控訴人の負担とする。

2 控訴の趣旨に対する答弁

主文と同旨

第2 当事者の主張

1 請求原因

(1) ア 控訴人は、平成16年7月11日、被控訴人から、被控訴人宅の居室の一つ(以下「本件居室」という。)について、室内の騒音数値を40dB(デシベル)以下(以下「本件騒音レベル」という。)にすることを内容とする防音工事(以下「本件工事」という。)を請け負った(以下「本件請負契約」という。)

イ 本件請負契約の契約書(甲1)には、「甲(被控訴人)は、工事中必要によって本件請負契約を解除できるものとし、これによって生ずる乙(控訴人)の損害を賠償する。」旨の規定(以下「本件規定」という。)がある。

(2) 被控訴人は、平成16年7月17日、控訴人に対し、本件規定に基づいて本件請負契約を解除する旨の意思表示(以下「本件解除の意思表示」という。)をした。

(3) 控訴人は、本件請負契約の解除により、少なくとも本件工事のための材料の購入、運搬及び保管の費用、人件費等の合計額である70万6000円の損害を受けた。

(4) よって、控訴人は、本件規定に基づき、被控訴人に対し、上記損害金70万60

00円の支払を求める。

2 請求原因に対する認否

(1) 請求原因(1)のうち、アは認め、イは否認する。

(2) 請求原因(2)のうち、被控訴人が平成16年7月17日に控訴人に対して本件解除の意思表示をしたことは認めるが、それが本件規定に基づいてされたとの点は否認する。

控訴人は、本件請負契約において、空気層の幅を12cm、壁厚を8cmとする本件工事によって本件騒音レベルを達成することを被控訴人に約したところ、被控訴人は施工後の本件居室が狭隘にならないように空気層の幅と壁厚を上記の限度に止めることを要求し、控訴人もこれを了承したのであるから、このことは本件請負契約の要素となっていた。ところが、控訴人は、本件請負契約締結後の平成16年7月13日、被控訴人に対し、空気層の幅を12cmとすることで本件騒音レベルを達成することができるのは鉄筋コンクリートの建造物の場合であり、木造家屋の一室である本件居室について本件騒音レベルを達成するには空気層の幅を18cmにする必要があると述べて、本件請負契約に基づく義務の履行をする意思がないとの態度を明らかにした。そのため、被控訴人は、本件請負契約の内容どおりの施工がされるか不安となって、控訴人にその旨の確認を求めたが、控訴人から十分な説明がなかった。そこで被控訴人は、これらが控訴人の債務不履行に当たるとして、本件解除の意思表示をしたのであり、本件規定に基づき本件請負契約を解除したのではないから、被控訴人に損害賠償責任はない。

(3) 請求原因(3)は否認する。

第3 当裁判所の判断

1 請求原因(1)について

請求原因(1)のうち、アの事実は当事者間に争いがなく、証拠(甲1)によれば、イの事実が認められる。

2 請求原因(2)について

(1) 請求原因(2)のうち、被控訴人が平成16年7月17日に控訴人に対して本件解除の意思表示をしたことは当事者間に争いが無い。

(2) そこで、本件解除の意思表示が本件規定に基づくものかどうかについて判断する。上記当事者間に争いのない事実に、証拠(甲1, 4, 10, 15, 乙2, 控訴人

(当審)、被控訴人(当審))及び弁論の全趣旨を総合すれば、以下の事実が認められる。

ア 被控訴人宅は、木造家屋であるところ、被控訴人は、かねてから、本件建物の道路沿いの一室である本件居室(6畳間)について、道路を走行する車両のブレーキ音等の騒音が本件居室へ侵入したり多目的に利用する本件居室から外部へ音漏れがしたりするのを防止する目的で、防音工事をしたいと考えていた。被控訴人は、平成16年7月6日、電話帳に載っていた**建装という屋号の防音工事業者に電話をかけて防音工事についての問い合わせをしたところ、同月8日に控訴人が被控訴人宅を訪れることとなった。

イ 同日、防音技術者と称する控訴人が、被控訴人宅を訪れ、「****基礎知識」と題する騒音レベルについての説明文書（甲10）を示しながら防音工事の概要を説明したところ、被控訴人は、防音工事によって本件居室内の騒音レベルを40dB以下にして欲しいこと、ただし、防音工事の結果本件居室が狭隘になりすぎるのは困ることを述べた。これに対し、控訴人が、防音パネルと壁との間に幅12cmの空気層を設け、壁厚を8cmにすれば、本件騒音レベルを達成することができること、その費用は70万円であることを説明したところ、被控訴人は、空気層の幅や壁厚がその限度に止まるのであれば本件住居が狭隘になるという問題も生じないと判断し、控訴人に上記条件の下で防音工事を発注する意向を示した。しかし、控訴人は、防音工事の内容について、その場で手書きの略図を示したものの、それ以上には、材料や施工方法などの詳細な説明をしなかった。控訴人は、その際、防音工事の施工に先立ちそれによって本件騒音レベルを達成することができるかどうかをあらかじめ試験することができることも説明し、被控訴人はその場ではその試験を行うことを控訴人に依頼した。

ウ 被控訴人は、控訴人が被控訴人宅から帰った後、家族とも相談の上、控訴人が上記のような内容の本件工事によって本件騒音レベルを達成できると説明していたことや控訴人から上記試験には10万円の費用を要すると言われていたことから、そのような費用を支払ってまで上記試験を依頼する必要はないものと考え直し、控訴人に電話して、上記試験の依頼を取り止める旨を伝えるとともに、同月11日に防音工事の請負契約の締結のために被控訴人宅に来て欲しいと述べた。

エ 被控訴人は、同日、被控訴人宅を訪れた控訴人に対し、前記内容の防音工事によって本件騒音レベルを達成することが可能かを繰り返し質問したところ、控訴人が、達成可能であると断言するばかりか、被控訴人が繰り返し同じ質問をすることに立腹するような態度さえ示したことから、被控訴人は、幅12cmの空気層を設け、壁厚を8cmにする防音工事（本件工事）によって本件騒音レベルを達成することができるものと確信して、本件請負契約を締結し、代金70万円の内金として35万円を控訴人に支払った。

オ ところが、被控訴人は、同月13日、控訴人から、電話で、「防音工事用素材の製造業者に問い合わせたところ、鉄筋コンクリート造りの建物については空気層の幅が12cmであっても本件騒音レベルを達成することが可能であるが、木造家屋について同様の騒音レベルを達成するには幅18cmの空気層を設ける必要があることが判明したから、そのように工事内容を変更してはどうか。」という趣旨の連絡を受けた。これに対し、被控訴人が、「控訴人から幅12cmの空気層を設ければ本件騒音レベルを達成できると説明されたからこそ本件請負契約を締結したのであり、今さら空気層の幅を18cmとする必要があると言われても困る。」という趣旨を述べて抗議したところ、控訴人は、幅12cmの空気層で本件騒音レベルを達成するという本件請負契約で合意されたとおりの工事をする意思があるのかどうかやその具体的な工事内容については説明しないまま、「じゃあ、空気層は12cmでいいんだな。」という捨てぜりふとも取れる言葉を残して

電話を切った。

カ 被控訴人は、上記電話でのやりとりから、控訴人には空気層の幅を12cmとする本件工事によって本件騒音レベルを達成するという本件請負契約で合意された義務を履行する意思がないことが明らかであると判断し、また、仮に客観的には何らかの方法でそれが可能であるとしても、控訴人が被控訴人に対してなぜ空気層の幅が12cmであっても本件騒音レベルを達成できるのかを具体的に説明しようとしなかったことから、このような控訴人の態度は本件請負契約に基づく控訴人の義務に違反するとして、平成16年7月17日、控訴人に対して電話で本件工事を中止するよう申し入れた。

キ 控訴人は、被控訴人からの上記電話に対して、被控訴人が本件請負契約を解除するのであれば損害賠償を請求する旨怒声で述べるなど感情的な対応に終始し、その翌日以降も、被控訴人に対して、「本件工事によって本件騒音レベルが達成できるかどうかはやってみないと分からないだろう。」という趣旨のことを述べたり、この段階に至って初めて本件居室や空気層の幅、壁厚の寸法を記入しただけの手書きの施工図面（甲4）を示したりして、被控訴人に翻意させようとしたが、被控訴人はこれに応じなかった。

（3）控訴人本人尋問（当審）の結果中には、平成16年7月13日の電話での控訴人の発言の趣旨は、本件騒音レベルよりも更に防音効果を高めるために空気層の幅を18cmにすることを勧めたものであって、それが12cmの場合に本件騒音レベルを達成することができない旨を述べたものではなく、控訴人が被控訴人から空気層の幅を18cmにされては困ると言われた控訴人が当初の合意どおり12cmで施工する旨述べたところ、被控訴人も納得したという趣旨を供述する部分がある。

しかし、控訴人が、本件請負契約が成立して工事の内容や代金額が確定したわずか2日後に、空気層の幅が12cmのままでも本件騒音レベルを達成することができると考えていたにもかかわらず、わざわざ防音効果を更に高める工事内容への変更を勧めるための電話を被控訴人にかけてというのは不自然である。また、被控訴人が空気層の幅が12cmであっても本件騒音レベルが達成できるという控訴人の説明に納得したのであれば、被控訴人が同月17日になって本件工事の中止を申し入れた理由が不明であり、そのような申入れがされたのは、控訴人が同月13日の電話で、防音工事用素材の製造業者に問い合わせたところ木造家屋について幅12cmの空気層によっては本件騒音レベルを達成することが不可能であることが判明した旨述べ、控訴人が本件騒音レベルの達成に不安を抱いたからこそであると考えるのが自然である。そうすると、控訴人本人尋問の結果中の上記供述部分は、到底信用できないというべきである。

他に、上記（2）の認定を覆すに足りる証拠はない。

（4）上記認定のとおり、被控訴人は、控訴人に幅12cmの空気層で本件騒音レベルを達成するという本件請負契約で合意された義務を履行する意思がないものと判断し、また、仮にその履行が可能であるとしても、前記認定のような鉄筋コンクリート造りの建物と木造家屋との相違にもかかわらずなぜその履行が可能なのかについて控訴人から何らの

説明もなかったことに不安を抱き、このような控訴人の態度が本件請負契約に基づく控訴人の義務に違反するものとして、本件解除の意思表示をしたのであるから、本件解除の意思表示は、本件規定又はそれと同旨の民法641条の規定に基づくものではなく、控訴人の債務不履行を理由とするものであることが明らかである。

したがって、本件解除の意思表示が本件規定又は民法641条の規定に基づいてされたものであることを前提とする控訴人の請求は、まず、その点において失当である。

(5) もっとも、本件解除の意思表示が控訴人の債務不履行を理由とするものであったとしても、控訴人に本件請負契約の解除原因となる債務不履行がない場合には、本件解除の意思表示が本件規定又は民法641条の規定に基づいてされたものであるとみなして、これらの規定による効果（被控訴人の損害賠償義務の発生）を認める余地もないとはいえない。

(6) しかしながら、前記認定のとおり、被控訴人は、本件工事によって本件居室が狭隘とならないように空気層の幅を12cmとする工事によって本件騒音レベルが達成できることを希望し、繰り返しその旨を控訴人に伝え、控訴人もそのような工事が可能であると断言して本件請負契約を締結したのであるから、上記内容の本件工事によって本件騒音レベルを達成することは、本件請負契約の要素を成していたものというべきである。

ところが、前記認定のとおり、控訴人が本件請負契約締結後に防音工事用素材の製造業者に問い合わせたところ木造家屋について本件騒音レベルを達成するには幅18cmの空気層を設ける必要があることが判明したというのであり、それにもかかわらず、その後控訴人が幅12cmの空気層で本件騒音レベルを達成することができる旨を被控訴人に説明した形跡はなく、かえって、控訴人は、「じゃあ、空気層は12cmでいいんだな。」「本件工事によって本件騒音レベルが達成できるかどうかはやってみないと分からないだろう。」などと捨てぜりふも取れる無責任な発言をしたり、寸法のみが記入された手書きの施工図面（甲4）を示したりするに止まったのであるから、控訴人は、被控訴人に対し、空気層の幅を12cmとする本件工事によって本件騒音レベルを達成することは不可能であるとして、本件請負契約に基づく義務を履行する意思がないことを明確にしたものというべきである。

このように、控訴人は、本件工事によって本件騒音レベルを達成する義務を履行する意思がないことを明確にしていたのであるから、被控訴人は、控訴人が本件工事に着手する前であっても、控訴人の債務不履行を理由として本件請負契約を解除することができたものというべきである。

そうすると、控訴人の債務不履行を理由とする本件解除の意思表示は、有効というべきである。

(7) また、仮に、空気層の幅が12cmであっても本件騒音レベルを達成する施工をすることが何らかの方法で可能であり、控訴人がその本人尋問（当審）において供述するように、控訴人にそのような施工をする意思があったとしても、前記認定の事実によれば、

控訴人はそれらの点について被控訴人に対する説明義務を履行していないことが明らかである。

すなわち、前記認定の事実によれば、もともと本件請負契約は、あらかじめ試験をするなどして幅12cmの空気層によって本件騒音レベルを達成することができるかどうかを十分に検討した上で締結されたものとは到底いえないのであり、しかも、控訴人は、本件請負契約締結後、工事用素材の製造業者に問い合わせたところ木造家屋について幅12cmの空気層で本件騒音レベルを達成することはできないことが判明した旨を被控訴人に伝えているのであるから、被控訴人が本件工事によって本件騒音レベルを達成することはできないのではないかと不安を抱くのは当然のことであり、しかも、いったん本件工事が施工されてしまえば、本件騒音レベルを達成できなかったからといって、本件居室を原状に復することは容易でないことが明らかであるから、控訴人としては、被控訴人のこのような不安を取り除くために、本件請負契約に基づく債務の一内容として、本件工事に着手する前に、被控訴人に対して、空気層の幅が12cmであっても本件騒音レベルを達成することが可能で、控訴人においてそのような施工をする意思があることを説明すべき義務があったというべきである。

ところが、控訴人は、被控訴人からの抗議に対して、上記のような説明をしなかったばかりか、前記認定のような捨てぜりふも取れる無責任な発言をしたり、この段階に至っても本件居室や空気層の幅、壁厚の寸法だけを記入した手書きの施工図面（甲4）を示したりして、上記の点についての説明をすることを拒み、被控訴人の不安を解消するどころか、かえってこれを増大させたものというべきである。

なお、控訴人本人尋問（当審）の結果中には、仮に空気層の幅を12cmとして本件工事を施工して本件騒音レベルが達成できなかったとしても、厚さ2.4cmの防音板を取り付けることによって、それを達成するつもりであったと述べる部分がある。しかし、被控訴人が本件工事の中止を申し入れた平成16年7月17日までにそのことを被控訴人に説明して了承を得た事実を認めるに足りる証拠はない。

したがって、控訴人には、上記の説明義務の違反があり、本件請負契約の解除原因となり得る債務不履行があるというべきである。

そうすると、この点においても、控訴人の債務不履行を理由とする本件解除の意思表示は、有効というべきである。

（8）以上のとおり、請求原因2のうち、本件解除の意思表示が本件規定に基づくとする部分は、理由がない。

3 したがって、控訴人の請求は、その余の点について判断するまでもなく、理由がない。

第4 結論

よって、控訴人の請求を棄却した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第24部

裁判長裁判官 矢尾 渉

裁判官 桑原 宣義

裁判官 亀村 恵子